

所得税・住民税の申告相談について

問 税務係 ☎ 53・2113

- 《期 間》 令和3年2月8日（月）～令和3年3月15日（月） ※土・日・祝日を除く
 《受付時間》 午前の部 8：30～11：30 午後の部 13：00～15：30
 《会 場》 泉崎村役場（村民ホール）
 《日 程 表》

2月	自治組合等の名称		3月	自治組合等の名称	
	午前	午後		午前	午後
8（月）	公的年金を受給されている方 ※		1（月）	新田上、中	新田下、烏川、観音山
9（火）	公的年金を受給されている方 ※		2（火）	堂ノ下1、2	堂ノ下3、4、5
10（水）	公的年金を受給されている方 ※		3（水）	上町上1	上町上2、山寺
12（金）	公的年金を受給されている方 ※		4（木）	上町中	昭和、下町1の1
15（月）	高屋、根岸	寄川、坊頭窪	5（金）	下町2、3	下町4、南栄
16（火）	太田川1	太田川2	8（月）	瀬知房上、中	瀬知房下
17（水）	太田川3、4	太田川5、6	9（火）	瀬知房後、富内	下原、愛宕町
18（木）	共栄1、2	長峯1、2	10（水）	屠胴原1、2、3	庭渡神社
19（金）	十軒、十軒前	十軒前1、休場山	11（木）	八雲神社	八雲神社
22（月）	新宿	下宿	12（金）	踏瀬上、踏瀬1	二原、踏長
24（水）	館、小林	中宿、八丸	15（月）	踏瀬2、3	新道、離山
25（木）	富久保、天王山	桧内	地区割りはいくまでも目安ですので都合の良い日にご来場ください。		
26（金）	都橋、谷地久保	外ノ入、中ノ内			

《所得がなかった方でも申告が必要な場合があります》

前年中に所得がなかった方や、所得が非課税基準額以下で住民税が課税されない方でも、住民税の申告内容が、国民年金保険料の減免や、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定資料になりますので、申告してください。

また、申告がないと、年金・児童手当などの受給申請などの申請に必要な住民税の証明書を発行できませんので、証明書の必要な方も申告してください。

《その他》

- ※新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けします。
- ・申告相談は、事業主又はその事業内容に詳しい方が行いましょう。
- ・農業、営業、不動産等の収支内訳書は、事前に記帳、計算したものをお持ちください。
- ・医療費控除を受ける方は、人ごと、医療機関ごとに金額を計算したものをお持ちください。
- ・詳細は配付しましたチラシをご覧ください。

《必要な書類等》

- ・番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・身元確認書類（免許証等）
- ・印鑑（認め印も可）
- ・通帳（所得税の還付がある方）
- ・源泉徴収票の原本（給与や報酬、年金収入がある方）
- ・その他の収入に関する帳簿やその収入を証明する関係書類等の全て（給与や年金以外に収入がある方）
- ・該当控除の領収書原本や証明書類の全て（各種控除がある方）

新型コロナウイルス感染症による固定資産税の軽減制度について

問 税務係 ☎ 53・2113

【制度の概要】

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年度の固定資産税を減免します。

【減免の対象】

減免を受けることができるのは次の事項の全てに該当する事業者です。

- ① 中小企業者又は小規模事業者であること。
- ② 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が対前年同期比で3割以上減少していること。
- ③ 泉崎村内に事業用家屋及び設備等の償却資産を有すること。

【申請の方法】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士等）の確認を受けた申請書と添付書類一式を役場税務課税務係へ提出してください。

なお、申請書の様式は役場税務課税務係の窓口及び村ホームページに掲載しています。

冬期の水道利用について

☎建設水道係 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者または建設水道係へご相談ください。

～冬場の水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回し水を止め、蛇口を一カ所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合には、周りを板等で囲っておく。
- ・凍っている箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道係からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には、物を置かず、きれいな状態に保つようしてください。

《水道工事業者リスト》

事業者名	住 所	電話番号
(有) イズミ 設 備	北平山字新田51	53-3277
(有) ウナガミ 設 備	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼 千	関和久字瀬知房5	54-1101
木 戸 設 備	関和久字漆久保6	53-3268
草 野 設 備	踏瀬字長峰50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯2-55	53-2075
(有) 鈴木設備工業	泉崎字前畑17	53-2301
(有) ドルフィン	踏瀬字長峰79-2	29-8925

(50音順)

除雪作業にご協力ください

☎建設水道係 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》

・村道：村役場事業課建設水道係

☎0248-53-2114

・県道：福島県県南建設事務所

☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)

・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所

☎024-932-4486

※私道の除雪は行いません。

確かな信用、確かな技術

上 下 水 道 / 設 備 工 事 / 土 木 と び 工 事

株式会社 兼 千

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5
TEL 54-1101 FAX 54-1103

自立支援型地域ケア個別会議について

☎福祉係 ☎54・1333

11月10日(火)村保健福祉総合センターにおいて、第1回目となる自立支援型地域ケア個別会議が開催されました。会議では、個別ケースの支援内容について、医療専門多職種の方々から自立支援に向けた様々な意見・アドバイスが寄せられました。今後も少しでも高齢者の皆様が住みやすい日常生活が送れるよう努めて参ります。



泉崎村地域ケア個別会議の概要

泉崎村では、これからの高齢社会を支える地域包括ケアシステムを実現する手段として、「地域ケア個別会議」を定期的に開催します。

これは、自立支援（本人の有する能力の維持・向上）を重視したケアプラン作成に向けて、住民福祉課福祉係、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職とケアマネジャー等が協働で、ケアプランの検討を行うものです。



地域ケア個別会議のねらい

今よりもっと元気になる

ケアプランは、ご本人の心身の状態や生活状況に合わせて作成するものです。

必要な介護サービスをケアプランに組み込むことはもちろんですが、心身の状態にあわせた生活習慣の改善を重視することで、今よりもっと元気になることができます。

それにより健康的に自立した生活を長く続けることにつながります。

支援者を支持する場所

介護に携わる人々は、良いサービスを提供しようと日々、努力しています。

普段の仕事の中だけでは学べないことも、地域ケア個別会議に参加することでいろいろな専門職種の人たちからアドバイスをもらうことができるので、幅広い考え方が身につきます。

地域ケア個別会議で、高齢者を支えるスキルを磨き、泉崎村全体に広げることで、より良いサービスやケアプランを提供することにつながります。

みんなが暮らしやすい街づくり

地域課題を見つけ、それに合わせた対応策を考えていきます。

《例えば…》

「介護が必要になる原因として食事に問題があるようだ。」
「身近に買い物の出来る場所がないから、食事回数が少なくなり体力が落ちてしまう。」
「買い物支援のためのサービスが必要だ。」



皆様へのお願い

ご本人の状況を詳しく把握することで、より具体的なアドバイスができます。このため、「地域ケア個別会議」でケアプランを検討することになった場合、担当のケアマネジャーやサービス事業所から、介護サービス利用者やご家族に生活について詳しくお話を伺ったり、服用している薬の内容や検査の結果などを教えていただくことがあります。

ご理解ご協力をお願いいたします。

Shirakawa
Soubi

お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1

TEL&FAX **0248-21-5143**

福島県屋外広告業登録 第30010号

T-Sign **富永看板店**

〒969-0105 福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯52

TEL/0248-53-3199 FAX/0248-53-2264

E-mail/t-sign@galaxy.ocn.ne.jp

村政に対してより一層のご理解をいただくために、「泉崎村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

(なお、ここに用いている数値は、令和2年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」および「地方公共団体定員管理調査」などを基にしたものです。)

職員の任免および職員数に関する状況

【職員数の状況】

(1) 職員採用の状況 (令和2年4月1日)

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	1人	1人	2人
技能労務職	0人	0人	0人
計	1人	1人	2人

(2) 事由別退職者数 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

定年	勤奨	普通	死亡	懲戒	合計
1	0	2	1	0	4

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和2年4月1日現在)

部門	区分	職員数		増減	増減理由
		H31	R2		
一般行政	議会	1	1	0	
	総務	14	12	▲2	異動欠員不補充
	税務	3	5	2	異動増員
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	6	1	異動増員
	商工	1	1	0	
	土木	3	4	1	異動増員
	民生	9	4	▲5	職員派遣終了
	衛生	4	4	0	
小計	40	37	▲3		
特別行政	教育	14	15	1	新規採用
	小計	14	15	1	
公営企業等会計	水道	1	1	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	4	5	1	異動増員
	小計	5	6	1	
合計		59	58	▲1	

【年齢別職員構成の状況】 (令和2年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	6人	3人	1人	3人	5人	14人	15人	6人	5人	0人	58人

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

【勤務時間の状況】

(令和2年4月1日現在)

勤務時間	1日	7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分) ※正午～午後1時は休憩時間
	1週間	38時間45分

【年次休暇の取得状況】

(平31年1月～12月)

【介護休暇取得の状況】

(平成31年度) 0人

平均取得日数 2.9日

職員の休業に関する状況

【育児休業の取得の状況】

(平成31年度) 0人 ※年度内における新規取得者

職員のサービスの状況

職員は、法令及び上司の命令に従い、村民全体の奉仕者として、その職務を遂行しなければなりません。服務規律の確保のため、交通事故防止等に関する通知を行い、職員への周知徹底を図っています。

職員の分限および懲戒処分の状況

【分限処分の状況】

分限処分とは、職員が勤務成績不良、心身の故障などのため十分責務を果たせない場合に職員の意に反して行う処分です。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

(注) 平成31年4月1日～令和2年3月31日の集計

【懲戒処分の状況】

懲戒処分とは、公務員にふさわしくない行為や果たすべき義務に反した場合に、道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

(注) 平成31年4月1日～令和2年3月31日の集計

職員の人事評価の状況

平成29年4月から人事評価制度を導入しました。導入にあたり、全職員を対象に制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を実施しました。

職員の福祉および利益の保護の状況

【福利厚生】の状況

(平成31年度)

区分	受診者数
定期健康診断(年1回)	51人
人間ドック	0人
その他検診(子宮頸がん、乳がん)	12人
ストレスチェック(年1回)	58人
計	121人

【公務災害】の状況

(平成31年度)

認定件数 1件

職員の研修の状況

(平成31年度)

区分	受講者数
一般研修(ふくしま自治研修センター主催)	4人
能力開発研修(ふくしま自治研修センター主催)	15人
計	19人

職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月1日から営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対し、在職時の職務に関して、一定の影響力を背景に職務上の行為(契約、許認可等)をするように、またはしないように要求するなどの働きかけが禁止されました。また、元職員から働きかけを受けた職員は、届出を行うよう義務化しています。

職員の給与の状況

【人件費】の状況

(平成31年度)

住民基本台帳(R2.4.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率(B/A)
6,407人	4,095,438千円	321,528千円	545,395千円	13.3%

【職員給与費】の状況

(平成31年度)

職員数(A)	給与費				一人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
59人	207,106千円	39,771千円	83,906千円	330,783千円	5,606千円

【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢】の状況

(一般行政職)

(平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
泉崎村	316,500円	367,541円	43.5歳
福島県	328,700円	408,299円	42.8歳

【職員の初任給】の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	
泉崎村	186,500円	153,900円	151,400円

【特別職の報酬等の状況】

(令和2年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
給料	村長	783,000円
	副村長	590,000円
	計	3.35月分
報酬	議長	311,000円
	副議長	249,000円
	議員	225,000円
		6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計 3.35月分

【職員手当】の状況

(令和2年4月1日現在)

手当名	支給額等		
扶養手当	扶養親族の人数に応じて支給 《支給月額》 ▷配偶者 6,500円 ▷子 10,000円 ▷父母等 6,500円		
住居手当	借家に居住する場合にその家賃額に応じて支給 《支給月額》 上限28,000円		
通勤手当	交通機関、自動車等を利用して通勤する場合にその距離に応じて支給(片道2km以上) 《支給月額》 ▷交通機関 64,000円を超えるときは、運賃等相当額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額 ▷自動車 通勤距離に応じた額 上限59,900円		
管理職手当	課長級以上の管理職に支給 《支給月額》 職に応じた額 31,800円~42,600円		
期末勤勉手当	▷支給日 6月30日、12月10日 ▷年間支給月数 4.45月 (6月期 2.25月、12月期 2.25月)		
退職手当	退職事由、勤続年数に応じて支給		
	区分	自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
時間外手当	▷支給実績(平成31年度決算) 23,070千円 ▷支給職員1人あたり平均支給年額(平成31年度決算) 391千円		